回　覧

令和３年９月１日（水）より町内社会体育施設の予約、使用料の支払方法が変わります。

令和３年９月１日（水）より町内にある社会体育施設の予約、使用料の支払方法が以下のとおり変更となります。利用者の皆さまにはご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

１　対象施設　総合グラウンド　総合運動場テニスコート
勤労者体育センター　旧岩科小学校体育館
旧三浦小学校体育館

２　受付時間　8：15～17：00まで（土日、祝日も含みます。）

３　使用料　平日、教育委員会事務局にて施設利用許可申請書記入と併せて、事前に使用料のお支払いをお願いします。
土日、祝日については夜間の利用も含め8：15～17：00の間に役場宿日直室にて、施設利用許可申請書記入と併せて、使用料のお支払いをお願いします。

４　その他

鍵の貸出し返却　平日8:15～17：00までは教育委員会事務局で貸し出します。
平日の夜間（17：00以降）、土日、祝日は役場宿日直室にて貸し出します。

【問合せ】
松崎町教育委員会事務局
0558-42-3971